

### 令和 5 年度例月出納検査実施計画

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 1 項に基づき、以下のとおり、令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）の例月出納検査を実施する。

#### 1 検査の目的

愛知県監査委員監査基準第 2 条（5）に規定する「会計管理者及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の適用を受ける企業の管理者（管理者を置かない事業は、管理者の権限を行う知事）（以下「会計管理者等」という。）の現金の出納事務が正確に行われているか」について検査することを目的とする。

#### 2 検査の対象

会計管理者等の権限に属する現金の出納を対象とし、検査対象機関と検査対象月は次の表のとおりとする。

会計名等		検査対象機関	検査対象月
一般会計、公営企業会計以外の特別会計、基金に属する現金及び歳入歳出外現金		会計管理者（会計局）	検査日の属する月の前前月
公 営 企 業 会 計	病院事業会計	病院事業庁長（病院事業庁）	検査日の属する月の前月
	水道事業会計	企業庁長（企業庁）	
	工業用水道事業会計		
	用地造成事業会計	知事（建設局）	
	流域下水道事業会計		

#### 3 検査日程

検査は、毎月 25 日及び 26 日の両日に実施することを例とする。

#### 4 検査実施方法

##### （1）事務局職員による検査

事務局職員は、毎月 1 回、会計管理者等から提出された例月出納検査調書並びに関係諸帳簿及び証書類に基づき、その内容を会計管理者等から聴取して検査（以下「実地検査」という。）する。

##### （2）監査委員による検査

監査委員は、少なくとも年 1 回、原則として、一般会計、公営企業会計以外の特別会計、基金に属する現金及び歳入歳出外現金は 7 月に、公営企業会計は 6 月に実地検査を実施するものとする。

また、監査委員による実地検査を実施しない月にあつては、委員協議会において、事務局職員による実地検査結果の報告に基づいて、書面検査を実施するものとする。

## 5 検査の主な着眼点

検査に当たっては、主として次の点に留意し実施する。

- (1) 現金の出納の計数は、関係諸帳簿と符合し、正確であるか。
- (2) 現金の月末現在高は、金融機関の証明等と符合し、正確であるか。

## 6 検査の結果に関する報告

地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく検査の結果に関する報告は、検査終了後、速やかに議会及び知事へ提出する。

## 7 委任

その他検査の実施に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。